## まちかねやま自治会建築協定(抜粋)



(目的)

第1条 この協定は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条及びこれに基づく豊中市土地利用の調整に関する条例(平成16年条例第31号)第21条の規定に基づき、第5条に定める建築協定区域(以下「協定区域」という。)内における建築物の敷地、位置、用途又は形態に関する基準を定め、住宅地として良好な環境を高度に維持増進することを目的とする。

## (建築物等の基準)

- 第6条 協定区域内の建築物の敷地、位置、構造及び用途は、次の各号に定める基準によらなければならない。
  - (1) 建築物の敷地面積は、120㎡以上とすること。ただし、本協定の認可公告のあった日に現に建築物の敷地として使用されている土地で、この規定に適合しないものについて、その全部を一の敷地として使用する場合においては、この規定は適用しない。
  - (2) 建築物の外壁又は、これに代わる柱の面より隣地境界線までの距離は、0.5m以上とする。ただし、物置、車庫その他まちかねやま自治会建築協定運営委員会が認めたものについては、この限りでない。
  - (3) 建築物の用途は、専用住宅又は2戸の長屋住宅とすること。
  - (4) 建築物の高さは、地盤面より10m以下とすること。